

令和6年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和6年9月26日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡 田 智 子	7番	村 上 謙 武	12番	前 田 芳 樹
2番	牧 野 牧 子	8番	菊 地 政 文	13番	石 田 茂 春
3番	藤 野 定 幸	9番	西 尾 幸太郎	14番	高 宮 陽 一
4番	齋 藤 則 子	10番	池 田 賢 治	15番	米 澤 壽 重
6番	大 江 寿	11番	安 部 大 助	16番	池 田 信 博

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	地域振興課長	橋 本 博 志
副 町 長	大 庭 孝 久	上下水道課長	村 上 和 久
教 育 長	野 津 浩 一	建設課長補佐	田 崎 幸 雄
代表監査委員	嶽 野 正 弘	施設管理課長	岸 本 則 和
総 務 課 長	宇 野 慎 一	危機管理室長	柳 原 潔
会 計 管 理 者	齋 藤 和 幸	水産振興室長	曾我部 一 彦
財 政 課 長	長 田 寿 幸	都市計画課長	石 田 傑
税 務 課 長	池 本 繁 樹	総務学校教育課長	金 井 和 昭
町 民 課 長	和 田 美由貴	社会教育課長	中 村 恒 一
保健福祉課長	野 津 千 秋	布施支所長	坂 本 忠
住民福祉担当課長	広 江 和 彦	五箇支所長	村 上 克 樹
環 境 課 長	原 秀 人	都万支所長	近 藤 勝 志
エネルギー対策室長	野 津 寿 天	中出張所長	茶 山 宏
商工観光課長	藤 野 一	中央公民館長	木 瀬 高 宏
農林水産課長	増 本 直 行		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	田 中 挙	事 務 局 長 補 佐	齋 賀 千 春
-------------	-------	-------------	---------

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時40分）

（本会議再開宣告 10時40分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した、町長提出議案の議第86号から議第94号までの補正予算案、条例関係及び工事請負変更契約関係9件、認定第1号から認定第14号までの決算認定についての14件並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件につきまして、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 1 番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

それでは、総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

委員会の開催日ですが、議会閉会中の7月4日、定例会開催前の9月2日、3日、会期中の20日、24日、25日の計6日間、開催いたしました。

付託案件に関しましては、別紙のとおりでございます。

審査の結果について、ご報告いたします。条例の一部改正、規約の一部変更、令和6年度隠岐の島町一般会計及び特別会計補正予算につきましては、全て全会一致で「可決すべし」と、いたしました。

そして、令和5年度一般会計及び特別会計の決算の認定につきましては、全会一致で「認定すべし」といたしました。

次に、「審査の経過及び主な意見・指摘事項につきまして」申し上げます。

議第89号「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてでございますが、12月2日から被保険者証の新規発行が廃止となることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

委員からは「高齢者でマイナンバーカードの交付を受けていない人がいると思うが」、「国民健康保険証を持っていたとしてもマイナンバーカードで受診できるのか」等の意見がありました。

執行部からは「国民健康保険証、マイナンバーカードのどちらでも受診は可能であるが、マイナンバーカードを持つことができない方には、特別資格証明書を発行する。今、過渡期にあたり不安感もあるので、12月に向けて情報共有と周知をしていく」との説明でありました。

委員会としては、引き続き、町民の皆様の疑問や不安に対して、懇切丁寧な対応を心がけるよう指摘をいたしました。

続きまして、議第91号「令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）」の「成人感染症予防事業新型コロナウイルス予防接種費」でございます。本年度から定期接種となった新型コロナウイルスのワクチン接種にかかる委託料を計上したものであります。

委員からは「6月、7月に接種希望調査をしているが、これから接種を希望する人も接種できるのか?」、「役場は日程調整をしないのか」、「依然としてコロナが収束しないが、任意接種について町が支援する考えはないか」などの意見がありました。

執行部からは「6月、7月に行った接種希望調査は、ワクチン等の準備を行うため、どのぐらいの希望者がいるのかを知るための調査であった。お知らせ便にて医療機関の予約時間や日時等周知するので、接種を希望する方は各医療機関に直接申し込みいただくことになる。また、コロナの予防接種はインフルエンザと同じ扱いと国も示しているため、任意接種に対する支援は町としても考えていない」との説明でありました。

本年度からインフルエンザと同等の扱いになったものの、新型コロナウイルスの患者数が増加傾向であるため、情報収集に努め注意喚起や感染予防対策の周知徹底を図るよう指摘をいたしました。

続きまして、「小・中学校 一般管理運営事業」でございます。

北小学校及び西郷南中学校におきまして、早急に対応が必要な施設修繕費を増額補正するものであります。

委員からは「補正予算がついてから仕事にかかるのでは遅いのではないか」、「学校も始ま

っているので早急に修繕すべきだ」、「補正予算の前に予備費等ですぐに対応することが望ましい」などの意見がありました。

委員会としては、今後は、早急な修繕と緊急を要するものについては、教育に支障をきたすことのないよう事前に議会及び当該委員会に報告をし、迅速な対応を図るよう指摘をいたしました。

次に、「決算の認定について」 ご報告いたします。

まずは、「情報処理事務事業」についてでございます。

本事業は、基幹系情報システムの安全性・安定性を確保することにより、円滑な事務処理を行い、住民サービスの提供に資することを目的としています。

委員からは「依然として、基幹系・情報系の維持管理費に1億円余りの巨費を投じているが、投下費用の縮減を検討すべきである」との意見がありました。

執行部からは「自治体情報システムの標準化に向け、経費を極力抑えられるように努めているが、システム以外の通信部分等でイニシャルランニングがかかる。現段階では、令和8年1月の導入を目指し、標準化になった暁には経費を削減できるように精査していく」との説明でありました。

委員会としては、標準化システムの構築が難しいことは理解できますが、経費を節減できるように各部署としっかりと連携をとりながら対応するよう指摘をしました。

次に「学力向上対策事業（授業づくり研究会）」についてでございます。

本事業はICTを活用し、子どもたちの学ぶ力の向上を目指し、「授業づくり研究会」を立ち上げ授業改善に活かしていくことを目的としています。

委員からは「研究会で実施した内容はどのようなものか」、「この事業の立案及び計画は本町か」、「現代の子どもたちは情報過多で大変だと思うが、学力向上に期待できる事業か」、「今後も同様な形で授業づくり研究会を実施する予定か」などの意見がありました。

執行部からは「GIGAスクール構想の中でNTT西日本から提案を受け、小中学校10校でICTを活用した授業及び大学教授からの指導を受け、意見交換会を実施した。学力向上対策事業の一つとしてICTを活用し、子どもたちに分かりやすい授業を実施することで、学ぶ力になると考えている。今後は、授業づくり研究会で必要があれば同様の内容を実施するが、別個にICT推進チームがあり、この中で今回の研修内容や成果報告書の活用などを決めていく」との説明でありました。

委員会としては、研究成果報告書をもとに、本町が目指すICTを活用した学習及び学力向上

の方向性を示していくよう指摘をいたしました。

続きまして、「所管の調査事項」について、ご報告いたします。

隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会の設置について、これまで検討委員会を3回実施していますが、会議の開催状況や内容について説明を求めました。

委員からは「いつまでに結論を出したい考えなのか」、「協議された内容など、概略がわかる報告書を公開する予定はないか」等の意見がありました。

執行部からは「検討委員会の進捗状況によって、多少前後する可能性はあるかもしれないが、今年度末を期限として考えている。会議記録は、検討委員会で確認と承認を得てからホームページで公開している」との説明でありました。

委員会としては、本町の学校の在り方が、今後どのような方向性になるのか、関係者の関心も高く大変注目をしているので、議論を尽くすよう指摘をいたしました。

最後に、「行政視察」のご報告をさせていただきます。視察報告書を添付しておりますので、ご覧ください。

去る8月7日、大阪府高槻市の「社会福祉法人 北摂杉の子会」が運営する「こども発達支援センターWill」及び、枚方市の「ひらかた子ども発達支援センター」を訪問いたしました。

視察の目的は、「住民の皆さんと議会との懇談会」において、「障がいのある子どもさんとその保護者の方に対する支援」について相談があり、療育と自立に向けた教育の充実を図るとともに、全ての子どもたちとその家族の幸福を支えるため先進地視察を行いました。

参加者は、当常任委員会委員4名と、議会事務局齋賀係長の5名であります。

社会福祉法人北摂杉の子会からは、理事長の松上氏と職員の新谷氏が、枚方市では、山内所長をはじめ6名の職員の方々にご対応いただきました。北摂杉の子会・枚方市の概要は、記載のとおりでございます。

それでは、まず、「発達支援センターWill」について、ご説明をさせていただきます。

経緯につきましては、詳細は記載のとおりでございますが、平成24年「児童福祉法」の改正により、療育事業が大阪府から市町村へ移管されたことに伴い、高槻市、茨木市、摂津市、島本町の療育拠点を担っておられます。

次に、取り組みの概要ですが、中核的な療育支援施設として、2つの視点を大事にしながら取り組んでおられます。

まず、一つ目の視点は、「保護者との協働で行う“自閉症特化型の個別専門療育”」でございます。療育をはじめるにあたり、保護者の方々は子どもさんのことを良く知る専門家、職

員の方々は自閉症の専門家。情報共有しながら支援パートナーとして、発達支援を実施していくことを掲げておられます。

療育は年間20回で、保護者同伴で1時間の支援を行うだけでなく、月1回の保護者研修や療育相談等も行っておられます。

特に、療育の方針を「将来に向けての“自立”を目指すこと」とし、適切な方法で一貫性と継続性のある教育や支援を行っておられます。自閉症の特性を早期理解するため、現状やニーズを把握しながら、本人の強みや得意なこと、生活しやすい視点を大事にした丁寧なアセスメントと、療育の中で見えてきた特性や身につけてきたことが暮らしの中で継続できるように努めておられます。

二つ目の視点は、「発達支援センターWill」がもつ知識のノウハウを、圏域内の障がい児通所事業所や府内の小中学校等に対し、療育に関する助言を行う“機関支援”を実施されておられます。

これは大阪府の委託事業になりますが、発達障がいへの理解や療育に対するアプローチを深めるだけでなく、枠組みを超えた連携により、地域全体のネットワークを構築されておられます。

このように、一人一人の特性に配慮した療育と、保護者との協働を大事に、“将来を見据えた切れ目のない支援”を地域の中で実践しておられる姿勢に、深い感銘を受けるとともに、第一線で活躍する松上理事長からお話を伺えたことは、「これからの障がい福祉のあり方」や「共生社会の実現」について、とても勉強になりました。

次に、「市立ひらかた子ども発達支援センター」でございますが、枚方市には、障がい児通園施設として、「市立幼児療育園」と「市立すぎの木園」の2施設を運営しておりました。両施設の老朽化と児童福祉法に基づき、効果的な保育と療育が行われるように一元化され、平成31年「児童発達支援センター」として開設されました。

取り組みの詳細は記載のとおりでございますが、子どもたちの健やかな成長を促すため、①相談支援事業②通所支援事業③地域支援事業④医療・リハビリテーションの4本柱で取り組んでおり、療育支援の充実を目指すためのポイントは三つございます。

一つ目は、従来の「通所支援事業」に加え、「障がい児相談支援」や「保育所等訪問支援」、そして、「地域で生活する、障がいのある子どもたちに対する子育て支援」を実施するなど、地域支援拠点の充実と整備に努めることで、早期療育につなげておられます。

二つ目は、一人ひとりのニーズにあった療育を実施できるよう、沢山の医師・療養士・保

育士などの専門職員を配置しておられます。

特に、必要な職員体制を整えるために、医師会との協力や大学との連携、そして、公立保育所の交換実習に、中学生の体験学習を受け入れる等、人材の確保と育成に努めておられます。

三つ目は、掲載してある写真のように、専門性の高い訓練室や総合療育を行うための施設整備を整えたことで、センター機能の充実化を図っておられます。

このように、子どもたち一人ひとりの発達状況や障がいの特性に合わせた専門的な保育や療育を提供するために、地域支援事業の充実化とセンター機能の強化を図ることで、療育支援拠点を目指しておられました。

二つのセンターを視察させていただきましたが、両者ともに家族支援を大事に考え、保護者研修を実施されておられます。内容については、子どもさんの行動理解や支援方法だけでなく、進路や将来を見据えた支援として、先輩保護者さんから幼少期のお話を聞く「ペアレントメンターさんからのお話」は、必ず盛り込むそうです。先輩保護者さんの体験談を聞くことは共感することが多く、自分だけじゃないんだと心が少し楽になったり、見通しがもてたことで不安が和らぎ、将来への育ちにもつながっているそうです。

本町には、「児童発達支援センター」はありませんが、「隠岐の島町相談支援チーム」を中核とした体制を構築するためにも、「保護者や家族への支援をすすめること」と「早期療育のため、専門職を確保すること」が重要だと感じました。

最後に、行政視察を終えて、委員会としての今後の動きになりますが、先進的な取り組みを参考に「何かできることはないか？」と考えてみました。そこで、障がいや障がいのある方への理解を深めることと、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に努めることが重要であると考え、「あいサポーター研修」を委員全員で受講したいと思っております。

また決まり次第お知らせいたしますが、本町も「あいサポーター」の輪を広げていくことに取り組んでおりますので、ぜひ、産業建設常任委員会の皆様にも受講していただけると幸いに存じます。

以上、行政視察の報告といたしますが、関係資料につきましては、議会事務局に保管しておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

なお、所管の調査事項につきましては、議会閉会中も継続して、調査・研究することとし、以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長 8番：菊地 政文 議員

○8番（ 菊 地 政 文 ）

それでは、産業建設常任委員会の委員長報告いたします。

常任委員会開催日は、9月2日、3日、4日、20日、24日、25日 の6日間でした。

付託案件は9件です。

審査の結果付託案件については、すべて全会一致で「可決・認定すべし」としました。

審査の経過及び主な意見、指摘事項です。

議第91号「令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）」(1)「隠岐ポートプラザ改修工事」の減額9,187万1,000円です。

本事業はポートプラザ2階の利活用について実証実験や利活用コンテンツを検証した上で、町民、観光客が利用できる交流施設として令和6年度、7年度で2階全体を改修するものであります。しかし、国からの「都市構造再編集中支援事業補助金」が減額されたため、この改修工事全体を減額するものであります。

委員からは「本事業は長年未活用の施設を活用する重要な事業ではないのか」、「補助金の配分についてどのような議論があったのか」などの意見がありました。

担当課からは、「港周辺の整備事業と併せポートプラザ2階の改修工事が重要であり、来年度に向け再度進めていきたい。また町としては国の査定において改修事業相当額が減額されたため、各事業の影響を考え、ポートプラザ改修事業を減額する」との説明がありました。

委員会としては、住民との協議がされて期待が大きかった事業であることから、来年度に向けてしっかりと進めていくよう指摘しました。

続きまして、(2)「田部谷団地改修工事」253万円です。

本事業は入居者が車いすを使用するため、入り口にスロープを設置する事業です。

委員からは「今後は高齢者や障がいを持つ個々の方々の条件に合わせて改修するのではなく、政策としてバリアフリーなど設置基準を定めて改修工事を進めるべきではないか」、などの意見がありました。

担当課からは、今回入居決定後に知ったことであり、改修が必要となったとの説明がありました。

委員会からは、障がいのある方も住みやすい住居の提供が必要であることから、突発的な対応でなく、町営住宅全体を計画的に整備するよう指摘しました。

次に、議第87号「隠岐の島町大社エリア交流・民間商業施設の公共施設運営権に係る実施

方針に関する条例」です。

本条例は、新たに設置する予定の商業施設において運営権を設定することから、民間資金などの活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第18条の規定により条例を定めるものであります。

委員からは「PFIで他事例のように民間会社が金融機関から融資を受け、設計・建設を行えないのか」、「建設後の備品や改修工事などリスク分担はどのように考えているか」など多くの意見がありました。

担当課からは、町内在住の事業者を想定しており、都市部のように銀行からの融資や設計・建設の契約を受けるリスクが大きく、実施できる事業者がいなくなることから、今回の方針を定めた。また建物全体に係る工事は行政で行い、備品等の購入は民間事業者で行うこととしているとの答弁がありました。

委員会としては、新たな官民連携での実施にあたり、リスク分担をしっかりと定め進めるよう指摘しました。

続きまして、「令和5年度決算審査」に対する指摘事項を報告いたします。

(1) ふるさと納税事業について

自主財源の確保、地元企業の活性化を目的に進められているふるさと納税事業ですが、令和5年度はガバメントクラウドファンディングの実施や企業版ふるさと納税を開始したものの、令和4年度から減少となりました。

委員からは「委託事業の意味があるのか、課内での意思統一が必要ではないか」、「返礼品のブランド化が弱く、その対策はどうするのか」、「寄付額のみでなく控除額も含め、今後のふるさと納税事業を考えるべきではないか」などの意見がありました。

担当課からは、返礼品は本町の特産品として素晴らしいと自負していますが、ブランド力やPR不足に課題があり、すぐには難しいが地道にPRしブランド化を進めていきたい。また、控除額も把握しながら、ふるさと納税事業を推進していくとの答弁がありました。

委員会としては、ふるさと納税は自主財源が少ない本町にとって重要な事業であることから、返礼品の充実とブランド化の推進を進めて寄付額を増やし、地場産業の活性化にもつなげるよう指摘しました。

(2) 地域振興補助事業についてです。

地域振興補助金は、地域振興につながる新たな事業やイベント、活動団体に対して支出が認められる事案に対する事業費であります。令和5年度決算では、布施支所24万2,000円、五

箇支所97万6,000円、都万支所27万5,000円、中出張所70万4,000円と各支所によって利用額にばらつきがありました。委員からは「使用しづらいのか、せっかく地域のための予算なのになぜ活用されないのか」、「運用について見直しも必要ではないか」などの意見がありました。委員会としては、支所や公民館、地域おこし協力隊、地域支援員とも連携を図りながら活用するよう指摘しました。

最後に、「調査事項」を報告いたします。

木質ペレット製造施設において、回転刃の欠損が確認されたとの報告がありました。

委員からは「破損状態がすさまじく、管理がしっかりされていたのか」「破損状態から本使用に耐えうる素材の刃なのか」「今回、交換費用は町が全額負担しているが責任分担はどうなっているのか」など意見がありました。

担当課からは欠損要因は明確に分かっていないが管理はされていた。製品については特注のものであり、責任分担については今後検討するとの答弁がありました。

委員会からは今後の管理をしっかり行うよう指摘しました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。

引き続きまして、「行政視察研修報告」をいたします。

目的は、①ふるさと納税の取り組み、②まちづくりの取り組みです。

日時は8月7日から9日、視察先は、大阪府大東市役所及び北条エリア“モリネキ”、大東市歴史資料館を視察しました。

参加者は、池田信博議長含め、産業建設常任委員会7名、田中事務局長、西尾正平都市計画課都市計画係長の9名です。

ふるさと納税についての取り組み。大東市では令和元年以降、約25億円のふるさと納税の受入れを継続されていて、令和5年度の実績は全国第68位、大阪府下では第2位であり、その高い実績を継続している要因や手法などについて話を聞きました。

この制度は応援したい自治体への寄付制度であり、子育て支援や教育、健康・福祉、生活環境保全などの使い道を指定できるため、地域活性・課題解決・歳入の増加に繋がっているとのことでした。

大東市のふるさと納税の目的は自治体の歳入増加と市内業者の魅力のPRをして大東市のファンづくりであるとの説明でありました。

ふるさと納税返礼品については、大東市内に大手家電工場が存在していて家電の返礼品に

よる寄付額は大きい。しかし、地場製品のブランド化推進や他の施策と連携した営業活動をするなど、返礼品の開発に力を入れていました。

「まちづくりの取り組み」について説明いたします。

同市では老朽化が著しい市営住宅の建て替えをきっかけに、人口減少・高齢に伴い、地域コミュニティの担い手不足やまちなみの魅力・競争力低下など課題に対して、エリア全体のリノベーションをして、価値向上を目指してエリアのまちづくり構想が策定されました。

全国初の官民連携による事業であり、市は職員を民間企業に出向させ、民間的発想や手法を学ばせるなど民間活力の導入に積極的に取り組んでいました。

同市は出資をして官民連携の町づくり事業を行う(株)コーミンを立ち上げました。市営住宅の住民とのやり取りや空き家管理、共同店舗の賃貸物件に新規にテナントの誘致を行いました。

事業費は、特別目的会社である民間企業が大東市と(株)コーミンからの出資及び金融機関からの融資で事業を実施しました。建物は特別目的会社が所有し、市が民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げるほか、公園・河川・周辺道路の整備を担当しています。

大東市の北東に位置する北条まちづくりプロジェクトで再開発された“モリネキ“と呼ばれるエリアの現地視察も行いました。

道路や公園などを整備し、かつてあった閑散とした市営住宅から、自然と調和した低層住宅に中庭を作ったことで、コミュニティの場が確保されました。

商業棟では、都心の“まちなか”と近郊の“海・川・山”で自然を体感できる店舗や飲食店やベーカリー・書店雑貨店など、誰もが気軽に出入りできる店舗となっていました。

このプロジェクトは行政組織の連帯や職員のノウハウ強化と住民等への丁寧な説明が不可欠であり地域と進めていかなくては失敗となるため、今後も綿密に事業拡大を目指していくとの説明がありました。

次に、「大東市立歴史民俗資料館」につきましては記載のとおりです、

最後に、視察初日は大阪市豊中市役所に表敬訪問をいたしました。

同市とは平成15年野球交流以降、空港を結ぶ友好都市、災害時の総合応援、森林環境保全自治体間などの連携協定を結んでいて、短時間でありましたが親切に対応していただき、本町との親交の深さも体感できました。

以上で、「行政視察研修報告」を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の承認第7号「工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔都万目の民家保存修理工事〕」から認定第14号「令和5年度隠岐の島町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの29件、及び本日の議事日程第1で行いました委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに、討論はありませんか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の承認第7号「工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔都万目の民家保存修理工事〕」及び、承認第8号「令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」の2件を、一括して採決します。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、承認第7号及び承認第8号の2件は、原案のとおり「承認」されました。

次に、議第86号「島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 86 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 87 号「隠岐の島町大社エリア交流・民間商業施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」についてから議第 89 号「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」までの 3 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 87 号から議第 89 号までの 3 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 90 号「工事請負変更契約の締結について〔3 災 1868 号 町道久見 20 号線②道路災害復旧工事〕」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 90 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 91 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 91 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 92 号「令和 6 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)」から議第 94 号「令和 6 年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 3 件を一

括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 92 号から議第 94 号までの 3 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意第 1 号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」から同意第 4 号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」までの 4 件について採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、同意第 1 号から同意第 4 号までの 4 件は、原案のとおり「同意」することに決定いたしました。

次に、認定第 1 号「令和 5 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 14 号「令和 5 年度隠岐の島町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 14 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、認定第 1 号から認定第 14 号までの 14 件は、委員長報告のとおり「認定」することに決定いたしました。

日 程 第 4. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

日 程 第 5. 議 員 派 遣 の 件

「議員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます

これをもって、令和6年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時22分)

以 下 余 白